



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

労務アシスト通信 α

11

2020

〒252-0206 相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F

電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumu-assist.com HP：https://roumu-assist.com/

重要！要確認

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました②

厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定していますが、令和2年9月1日に、このガイドラインが改定されました。今回は、労働時間の管理(原則的な取扱いの部分)を紹介します。

<労働時間の管理>

労働者が事業主を異にする複数の事業場で労働する場合には、労働基準法 38 条 1 項に基づき、以下により、労働時間を通算して管理することが必要である。

①労働時間の通算が必要となる場合

- ・労働者が事業主を異にする複数の事業場において「労働基準法に定められた労働時間規制が適用される労働者」に該当する場合に、労働時間が通算される。
- ・法定労働時間、時間外労働の上限規制について、労働時間を通算して適用される。

②副業・兼業の確認

- ・使用者は、労働者からの申告等により、副業・兼業の有無・内容を確認する。
- ・使用者は、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが望ましい。

③労働時間の通算

- ・労働時間の通算は、自社の労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社の労働時間を通算することによって行う。

・副業・兼業の開始前に、自社の所定労働時間と他社の所定労働時間を通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分は後から契約した会社の時間外労働となる。

・副業・兼業の開始後に、所定労働時間の通算に加えて、自社の所定外労働時間と他社の所定外労働時間を、所定外労働が行われる順に通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分が時間外労働となる。

④時間外労働の割増賃金の取扱い

- ・上記③の労働時間の通算によって時間外労働となる部分のうち、自社で労働させた時間について、時間外労働の割増賃金を支払う必要がある。



★労働時間の通算や時間外労働の割増賃金の取扱いは複雑ですね。その点も考慮してか、改定後のガイドラインでは、簡便な労働時間管理の方法(「管理モデル」)も示されています。次号で、この管理モデルを紹介します。

改正予定

規制改革の当面の審議事項 書面規制、押印、対面規制の見直しの早期実現を

令和2年9月中旬、菅内閣が発足しました。菅総理は、「行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行する」とし、その突破口として「デジタル庁」を創設することも明言しています。10月上旬に開催された「第1回 規制改革推進会議 議長・座長会合」では、規制改革における当面の審議事項について議論されています。そのポイントを紹介します。



- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革
- ・デジタル時代に向けた、規制全般のデジタルトランスフォーメーション
- ・地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革

★特に注目を集めているのは、「書面規制、押印、対面規制の見直し」です。次のような方向性が示されています。

- ① 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し
 - ・全ての行政手続を対象として、書面・押印・対面の必要性を厳しく検証し、年内に省令・告示等の改正、年明けに一連の法改正を行う。
- ② 民間における書面規制・押印、対面規制の見直し
 - ・民間事業者間の手続についても、法令で書面・押印・対面を求めている規制の必要性を検証し、見直しを行う。

重要！ 要確認

令和2年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。令和2年分の所得税については改正事項が多く、年末調整においてもその対応をしなければなりません。国税庁からも「令和2年の年末調整は改正事項が多いため、控除誤りなどにご注意ください」と、下記のページで目立つように掲載されています。

[年調ソフト ダウンロードはこちら](#)

【お知らせ】

○ 令和2年の年末調整は改正事項が多いため、控除誤りなどにご注意ください。

昨年から変わった点 給与所得控除・基礎控除・所得金額調整控除・合計所得金額要件 寡婦・ひとり親控除	年末調整の電子化 (年末調整の自動計算機能)
年末調整のしかた (動画を見る) ※準備中※	年末調整のしかた (冊子を見る)
給与所得者向け リーフレット	年末調整チェック表 (調りやすい点)
年末調整に関するQ & A	

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。

- ① 給与所得控除、基礎控除の見直し、所得金額調整控除の創設、扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し
- ② 寡婦(夫)控除の見直し(「寡婦控除」と「ひとり親控除」に変更)
- ③ 年末調整の電子化(年末調整の自動計算機能)

なお、①と②の改正に伴い、**年末調整書類も見直されています。**

お仕事
カレンダー
11月



11/10	● 10 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
11/16	● 所得税予定納税額の減額申請期限(第2期分のみ)
11/30	● 10 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 9月決算法人の確定申告と納税・2021 年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 12 月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 所得税予定納税額の納付(第2期分)